

社会福祉施設経営者 様

大 阪 府 福 祉 部 長

最低基準等状況調査書（施設調書）の提出について（依頼）

日頃は、大阪府の福祉行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
社会福祉施設の状況を把握する必要がありますので、社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調書）を当部福祉人材・法人指導課あてに令和8年6月30日（火）までにご提出ください。

記

1 対象施設

大阪府所管の下記施設が対象です。

対象施設		備考
保育所		下記2【提出先の確認について】をご確認ください
幼保連携型認定こども園		下記2【提出先の確認について】をご確認ください
児童福祉施設	児童養護施設	
	乳児院	
	児童心理治療施設	
	母子生活支援施設	
	障がい児入所施設	福祉型・医療型
	児童厚生施設	
障がい者支援施設		入所施設
女性自立支援施設		前名称：婦人保護施設
福祉施設 老人	特別養護老人ホーム	下記2【提出先の確認について】をご確認ください
	養護老人ホーム	
	軽費老人ホーム	
保護施設		

2 提出先の確認について

児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）及び老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）につきましては、権限移譲により、設置認可や指導監査の権限が、市町村に移譲されています。また、令和7年度より豊中市所在の児童養護施設及び乳児院につきましては豊中市に移譲されました。

政令市、中核市及び次の対象市町村に所在する保育所、幼保連携型認定こども園及び地域密着型特別養護老人ホームに係る「施設調書」及び提出書類等につきましては、当該施設が所在する市町村の指示に従ってください。（次ページへ続く）

保育所
岸和田市 池田市 泉大津市 貝塚市 守口市 茨木市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 松原市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 高石市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本 町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村
<参考ホームページ>認可保育所情報 http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/ninnkahoikusyo/index.html
幼保連携型認定こども園
池田市 茨木市 松原市 箕面市
<参考ホームページ>認定こども園情報 http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomoen/index.html
地域密着型特別養護老人ホーム
岸和田市 池田市 泉大津市 貝塚市 守口市 茨木市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 摂津市 高石市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南 市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村
<参考ホームページ>高齢者施設一覧 http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/sidou/index.html#syakaihukusi

3 提出書類

提出書類名		備考
施設調査	法人が運営する施設のうち、 大阪府が所管する施設の調査 をご提出ください。様式は下記のホームページよりダウンロードのうえ 電子データ をご提出ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090040/houjin/keisansyorui/index.html	
計算書類及び 附属明細書 <small>※学校法人等で社会福祉法人会計基準を採用していない法人におかれましては、各法人で作成されている計算書類を提出ください。</small>	資金収支計算書 法人単位資金収支計算書 資金収支内訳表 事業区分資金収支内訳表 拠点区分資金収支計算書	社会福祉法人で 所轄庁が大阪府の 場合は、社会福祉 法第59条により 別途ご提出いただ くため、<u>提出不要</u> です。
	事業活動計算書 法人単位事業活動計算書 事業活動内訳表 事業区分事業活動内訳表 拠点区分事業活動計算書	
	貸借対照表 法人単位貸借対照表 貸借対照表内訳表 事業区分貸借対照表内訳表 拠点区分貸借対照表	
	注記 法人全体 拠点区分	
	拠点区分資金収支明細書 拠点区分事業活動明細書	
財産目録		
現況報告書		
シフト表	令和8年4月分（実績）を提出	
各施設の平面図	略図またはパンフレットで可	

4 提出方法

大阪府行政オンラインシステムのインターネット申請をご利用ください。
(書類又は電磁的方法(CD-ROMなど)によるご郵送も可)

＜大阪府行政オンラインシステム＞

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

5 提出期限

令和8年6月30日(火)

＜参考＞施設調書の提出に係る法令等の根拠について

施設の区分	根拠法令
保育所	児童福祉法第46条
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条、社会福祉法第70条
児童福祉施設	児童福祉法第46条
障がい者支援施設	社会福祉法第70条
女性自立支援施設	社会福祉法第70条
老人福祉施設 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム 軽費老人ホーム	老人福祉法第18条 社会福祉法第70条
保護施設	生活保護法第44条

(提出先及び連絡先)

大阪府 福祉部 地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課 法人指導グループ

TEL 06-6941-0351 (内線 2490,2494,2496)

FAX 06-6944-1982